

改 正 案	現 行
<p>（謄本又は抄本の交付及び閲覧）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 鉱業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>4 鉱業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）<u>第一条第三項に規定する保有個人情報</u>をいう。）については、<u>同法第四章の規定は、適用しない。</u></p>	<p>（謄本又は抄本の交付及び閲覧）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 鉱業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（謄本等の交付及び閲覧の請求）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 免許漁業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>4 免許漁業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）<u>第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。</u>）については、<u>同法第四章の規定は、適用しない。</u></p>	<p>（謄本等の交付及び閲覧の請求）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 免許漁業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 他法律の適用除外（第二十八条の二・第二十八条の四）</p> <p>第四章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）</p> <p>第二十八条の三 登録簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第二十八条の四 登録簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第一条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 他法律の適用除外（第二十八条の二・第二十八条の三）</p> <p>第四章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）</p> <p>第二十八条の三 登録簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p>

ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号） 新旧対照条文（第五条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の適用除外）</p> <p>第六十二条 ダム使用権登録簿の附属書類並びに閉鎖ダム使用権登録簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>2 ダム使用権登録簿の附属書類並びに閉鎖ダム使用権登録簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報）の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）<u>第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。</u>）については、<u>同法第四章の規定は、適用しない。</u></p>	<p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）</p> <p>第六十二条 ダム使用権登録簿の附属書類並びに閉鎖ダム使用権登録簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（謄本又は抄本の交付及び閲覧）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定鉱業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>4 特定鉱業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）<u>第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。</u>）については、<u>同法第四章の規定は、適用しない。</u></p>	<p>（謄本又は抄本の交付及び閲覧）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定鉱業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 補則（第二十二條 第二十五條）</p> <p>附則</p> <p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）</p> <p>第二十三條 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第二十四條 登記申請書等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第一条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p> <p>（法務省令への委任）</p> <p>第二十五條（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 補則（第二十二條 第二十四條）</p> <p>附則</p> <p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）</p> <p>第二十三條 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>（法務省令への委任）</p> <p>第二十四條（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 補則（第十七条 第二十条）</p> <p>附則</p> <p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）</p> <p>第十八条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第十九条 登記申請書等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p> <p>（法務省令への委任）</p> <p>第二十条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 補則（第十七条 第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）</p> <p>第十八条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>（法務省令への委任）</p> <p>第十九条（略）</p>

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号） 新旧対照条文（第九条関係）（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政文書の管理に関する定め）</p> <p>第十六条 法第二十二條第二項の行政文書の管理に関する定めは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 〽十二（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（行政文書の管理に関する定め）</p> <p>第十六条 法第三十七條第二項の行政文書の管理に関する定めは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 〽十二（略）</p> <p>2・3（略）</p>

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号） 新旧対照条文（第十条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八～十三（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に <u>関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）</u> 第九条第二項第三号 <u>及び第二十七条</u></p> <p>九～十四（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（長官総務室の所掌事務）</p> <p>第五条 長官総務室においては、内閣法制局に關し次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 内閣法制局の保有する情報の公開に関する事項</p> <p>六～九（略）</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、各部の所掌に属しない事項</p> <p>（長官総務室の内部組織）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 長官総務室の事務を分掌させるため、長官総務室に総務課及び会計課を置く。</p> <p>4 総務課においては、長官総務室の所掌事務のうち会計課の所掌に属しない事項に係るものをつかさどる。</p> <p>5 会計課においては、長官総務室の所掌事務のうち、前条第七号に掲げる事項に係るものをつかさどる。</p> <p>6（略）</p>	<p>（長官総務室の所掌事務）</p> <p>第五条 長官総務室においては、内閣法制局に關し次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五～八（略）</p> <p>九 前各号に掲げるものの外、各部の所掌に属しない事項</p> <p>（長官総務室の内部組織）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 長官総務室の事務を分掌させるため、長官総務室に第一課及び第二課を置く。</p> <p>4 第一課においては、長官総務室の所掌事務のうち第二課の所掌に属しない事項に係るものをつかさどる。</p> <p>5 第二課においては、長官総務室の所掌事務のうち、前条第六号に掲げる事項に係るものをつかさどる。</p> <p>6（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（長官総務室の所掌事務）</p> <p>第五条 長官総務室においては、内閣法制局に關し次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 内閣法制局の保有する情報の公開に關する事項</p> <p>六 <u>内閣法制局の保有する個人情報</u>の保護に關する事項</p> <p>七十一（略）</p> <p>（長官総務室の内部組織）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 会計課においては、長官総務室の所掌事務のうち、<u>前条第八号</u>に掲げる事項に係るものをつかさどる。</p> <p>6（略）</p>	<p>（長官総務室の所掌事務）</p> <p>第五条 長官総務室においては、内閣法制局に關し次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 内閣法制局の保有する情報の公開に關する事項</p> <p>六<u>十一</u>（略）</p> <p>（長官総務室の内部組織）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 会計課においては、長官総務室の所掌事務のうち、<u>前条第七号</u>に掲げる事項に係るものをつかさどる。</p> <p>6（略）</p>

公正取引委員会事務局総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）

新旧対照条文（第十三条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

（官房の所掌事務）

第二条 官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 公正取引委員会の保有する情報の公開に関する事

五 公正取引委員会の保有する個人情報の保護に関する事

六 二十五 （略）

（総務課の所掌事務）

第八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 公正取引委員会の保有する情報の公開に関する事

五 公正取引委員会の保有する個人情報の保護に関する事

六 二十五 （略）

（官房の所掌事務）

第二条 官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 公正取引委員会の保有する情報の公開に関する事

五 二十四 （略）

（総務課の所掌事務）

第八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 公正取引委員会の保有する情報の公開に関する事

五 二十四 （略）

改 正 案	現 行
<p>(長官官房の所掌事務) 第五条 (略) 一～五 (略) 六 防衛庁の保有する情報の公開に関する事 七 防衛庁の保有する個人情報保護に関する事 八～二十六 (略)</p> <p>(防衛局の所掌事務) 第六条 (略) 一・二 (略) 三 前二号並びに前条第十七号(指揮通信の基本に係る部分に限る。) 及び次条第一号の事務に必要な情報の収集整理に関する事。 四・五 (略)</p> <p>(文書課の所掌事務) 第十三条 (略) 一～三 (略) 四 防衛庁の保有する情報の公開に関する事。 五 防衛庁の保有する個人情報の保護に関する事。 六～十五 (略)</p>	<p>(長官官房の所掌事務) 第五条 (略) 一～五 (略) 六 防衛庁の保有する情報の公開に関する事。 七～二十五 (略)</p> <p>(防衛局の所掌事務) 第六条 (略) 一・二 (略) 三 前二号並びに前条第十六号(指揮通信の基本に係る部分に限る。) 及び次条第一号の事務に必要な情報の収集整理に関する事。 四・五 (略)</p> <p>(文書課の所掌事務) 第十三条 (略) 一～三 (略) 四 防衛庁の保有する情報の公開に関する事。 五～十四 (略)</p>

<p>(総務部の所掌事務) 第二百十三条 (略) 一～四 (略) 五 防衛施設庁の保有する情報の公開に関する事 六 防衛施設庁の保有する個人情報保護に関する事 七～二十六 (略)</p>	<p>(総務部の所掌事務) 第二百十三条 (略) 一～四 (略) 五 防衛施設庁の保有する情報の公開に関する事 六～二十五 (略)</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 総務省の保有する情報の公開に関する事。</p> <p>十四 総務省の保有する個人情報の保護に関する事。</p> <p>十五～二十三（略）</p> <p>二十四 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律（平成十二年法律第百十四号）第九条第四項に規定する弔慰金等に関する事。</p> <p>二十五～二十九（略）</p> <p>（行政管理局の所掌事務）</p> <p>第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関する事。</p> <p>六～八（略）</p> <p>九 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の施行に関する事。</p> <p>十 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 総務省の保有する情報の公開に関する事。</p> <p>十四～二十二（略）</p> <p>二十二の二 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律（平成十二年法律第百十四号）第九条第四項に規定する弔慰金等に関する事。</p> <p>二十三～二十七（略）</p> <p>（行政管理局の所掌事務）</p> <p>第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関する事。</p> <p>六～八（略）</p> <p>九 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の施行に関する事。</p>

十五年法律第五十九号)の施行に関すること。

(政策評価広報課の所掌事務)

第二十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 総務省の保有する情報の公開に関すること。
- 三 総務省の保有する個人情報の保護に関すること。
- 四 七 (略)

(行政情報システム企画課の所掌事務)

第三十八条 行政情報システム企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三 (略)
- 四 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関すること。
- 五 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に関すること。

(総務課の所掌事務)

第一百四十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 十四 (略)
- 十五 消防庁の保有する情報の公開に関すること。

(政策評価広報課の所掌事務)

第二十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 総務省の保有する情報の公開に関すること。
- 三 六 (略)

(行政情報システム企画課の所掌事務)

第三十八条 行政情報システム企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三 (略)
- 四 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関すること。

(総務課の所掌事務)

第一百四十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 十四 (略)
- 十五 消防庁の保有する情報の公開に関すること。

十六 消防庁の保有する個人情報の保護に関すること。

十七～二十五 (略)

十六～二十四 (略)

改正案	現行
<p>公害等調整委員会事務局組織令（昭和四十七年政令第二百三十六号）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 公害等調整委員会の保有する情報の公開に関する事。</p> <p>八 公害等調整委員会の保有する個人情報の保護に関する事。</p> <p>九 二三（略）</p>	<p>新旧対照条文（第十六条関係）</p> <p>（傍線部は改正部分）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 公害等調整委員会の保有する情報の公開に関する事。</p> <p>八 二二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 法務省の保有する情報の公開に関すること。</p> <p>五の二 法務省の保有する個人情報保護に関すること。</p> <p>六～三十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（秘書課の所掌事務）</p> <p>第十四条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 法務省の保有する情報の公開に関すること。</p> <p>六 法務省の保有する個人情報保護に関すること。</p> <p>七～二十三（略）</p> <p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第七十八条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 公安調査庁の保有する情報の公開に関すること。</p> <p>八 公安調査庁の保有する個人情報保護に関すること。</p> <p>九～二十三（略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 法務省の保有する情報の公開に関すること。</p> <p>六～三十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（秘書課の所掌事務）</p> <p>第十四条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 法務省の保有する情報の公開に関すること。</p> <p>六～二十二（略）</p> <p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第七十八条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 公安調査庁の保有する情報の公開に関すること。</p> <p>八～二十二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 外務省の保有する情報の公開に関する事 七 外務省の保有する個人情報保護に関する事 八～四十七 （略）</p> <p>2 文化交流部は、前項第二十八号から第三十二号までに掲げる事務及び同項第四十五号に掲げる事務（国際交流基金分科会に係るものに限る。）をつかさどる。</p> <p>3 領事移住部は、<u>第一項第三十三号から第四十四号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>（参事官、<u>考查・政策評価官及び調査官</u>）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>考查・政策評価官は、命を受け、第三条第一項第二号及び第十六号に掲げる事務に参画する。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 外務省の保有する情報の公開に関する事</p> <p>七～四十六 （略）</p> <p>2 文化交流部は、前項第二十七号から第三十一号までに掲げる事務及び同項第四十四号に掲げる事務（国際交流基金分科会に係るものに限る。）をつかさどる。</p> <p>3 領事移住部は、<u>第一項第三十二号から第四十三号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>（参事官、<u>考查・政策評価官及び調査官</u>）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>考查・政策評価官は、命を受け、第三条第一項第二号及び第十五号に掲げる事務に参画する。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

<p>一〇六 (略)</p> <p>七 外務省の保有する情報の公開に関すること。</p> <p>八 外務省の保有する個人情報の保護に関すること。</p> <p>九〇 (略)</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 外務省の保有する情報の公開に関すること。</p> <p>八〇 (略)</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 財務省の保有する情報の公開に関する事 <u>十 財務省の保有する個人情報保護に関する事</u> <u>十一～四十五（略）</u></p> <p>（文書課の所掌事務）</p> <p>第十五条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 財務省の保有する情報の公開に関する事 <u>十 財務省の保有する個人情報保護に関する事</u> <u>十一～十八（略）</u></p> <p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第八十九条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 国税庁の保有する情報の公開に関する事 <u>五 国税庁の保有する個人情報保護に関する事</u> <u>六～三十（略）</u></p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 財務省の保有する情報の公開に関する事 <u>十 財務省の保有する個人情報保護に関する事</u> <u>十一～四十四（略）</u></p> <p>（文書課の所掌事務）</p> <p>第十五条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 財務省の保有する情報の公開に関する事 <u>十 財務省の保有する個人情報保護に関する事</u> <u>十一～十七（略）</u></p> <p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第八十九条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 国税庁の保有する情報の公開に関する事 <u>五 国税庁の保有する個人情報保護に関する事</u> <u>六～二十九（略）</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 文部科学省の保有する情報の公開に関する事 九 文部科学省の保有する個人情報の保護に関する事 十～四十一 （略）</p> <p>2 文教施設部は、前項第二十九号から第四十号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 文部科学省の保有する情報の公開に関する事 六 文部科学省の保有する個人情報の保護に関する事 七～十四 （略）</p> <p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第九十五条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 文化庁の保有する情報の公開に関する事 八 文化庁の保有する個人情報の保護に関する事。</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 文部科学省の保有する情報の公開に関する事 九～四十 （略）</p> <p>2 文教施設部は、前項第二十八号から第三十九号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 文部科学省の保有する情報の公開に関する事 六～十三 （略）</p> <p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第九十五条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 文化庁の保有する情報の公開に関する事。</p>

九〇二十三 (略)

(政策課の所掌事務)

第百条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 文化庁の保有する情報の公開に関すること。

十 文化庁の保有する個人情報の保護に関すること。

一〇九二十六 (略)

八〇二十二 (略)

(政策課の所掌事務)

第百条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 文化庁の保有する情報の公開に関すること。

一〇九二十五 (略)

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 厚生労働省の保有する情報の公開に関する事 八 厚生労働省の保有する個人情報の保護に関する事 九～二十一（略）</p> <p>2 統計情報部は、前項第十八号から第二十号までに掲げる事務並びに同項第二十一号に掲げる事務のうち資料その他の情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関する事をつかさどる。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 厚生労働省の保有する情報の公開に関する事。 四 厚生労働省の保有する個人情報の保護に関する事。 五～十（略）</p> <p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第一百五十九条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 社会保険庁の保有する情報の公開に関する事。</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 厚生労働省の保有する情報の公開に関する事。 八～二十（略）</p> <p>2 統計情報部は、前項第十七号から第十九号までに掲げる事務並びに同項第二十号に掲げる事務のうち資料その他の情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関する事をつかさどる。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 厚生労働省の保有する情報の公開に関する事。 四～九（略）</p> <p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第一百五十九条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 社会保険庁の保有する情報の公開に関する事。</p>

<p>七 社会保険庁の保有する個人情報の保護に関すること。 八〇十六（略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第百六十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 委員会の保有する情報の公開に関すること。</p> <p>九 委員会の保有する個人情報の保護に関すること。</p> <p>一〇二十一（略）</p>	<p>七〇十五（略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第百六十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 委員会の保有する情報の公開に関すること。</p> <p>九〇二十（略）</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 経済産業省の保有する情報の公開に関する事 六 経済産業省の保有する情報の公開に関する事 七 経済産業省の保有する個人情報の保護に関する事 八～二十（略）</p> <p>（情報システム厚生課の所掌事務）</p> <p>第十九条 情報システム厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 経済産業省の保有する個人情報の保護に関する事 六～十三（略）</p> <p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第一百六条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 資源エネルギー庁の保有する情報の公開に関する事 七 資源エネルギー庁の保有する個人情報の保護に関する事 八～二十八（略）</p> <p>（総合政策課の所掌事務）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 経済産業省の保有する情報の公開に関する事 六 経済産業省の保有する情報の公開に関する事 七 経済産業省の保有する個人情報の保護に関する事 七～十九（略）</p> <p>（情報システム厚生課の所掌事務）</p> <p>第十九条 情報システム厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五～十二（略）</p> <p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第一百六条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 資源エネルギー庁の保有する情報の公開に関する事 七 資源エネルギー庁の保有する個人情報の保護に関する事 七～二十七（略）</p> <p>（総合政策課の所掌事務）</p>

<p>第百十一条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 資源エネルギー庁の保有する情報の公開に関する事 七 資源エネルギー庁の保有する個人情報の保護に関する事 八 二五 (略)</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第百三十六条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 特許庁の保有する情報の公開に関する事 七 特許庁の保有する個人情報の保護に関する事 八 二三 (略)</p> <p>(長官官房の所掌事務)</p> <p>第百四十八条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 中小企業庁の保有する情報の公開に関する事 七 中小企業庁の保有する個人情報の保護に関する事 八 一六 (略)</p> <p>(政策調整課の所掌事務)</p> <p>第百五十三条 政策調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p>	<p>第百十一条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 資源エネルギー庁の保有する情報の公開に関する事 七 二四 (略)</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第百三十六条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 特許庁の保有する情報の公開に関する事 七 二二 (略)</p> <p>(長官官房の所掌事務)</p> <p>第百四十八条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 中小企業庁の保有する情報の公開に関する事 七 一五 (略)</p> <p>(政策調整課の所掌事務)</p> <p>第百五十三条 政策調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p>
--	--

<p>六 中小企業庁の保有する情報の公開に関すること。 七 中小企業庁の保有する個人情報保護に関すること。 八 十六 (略)</p>	<p>六 中小企業庁の保有する情報の公開に関すること。 七 十五 (略)</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十三（略）</p> <p>五十四 国土交通省の保有する個人情報の保護に関する事 五十五 五十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 情報管理部は、第一項第五十二号から第五十六号までに掲げる事 務をつかさどる。</p> <p>（情報企画課の所掌事務）</p> <p>第五十九条 情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 国土交通省の保有する個人情報の保護に関する事 五 七（略）</p> <p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第二百二十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 気象庁の保有する情報の公開に関する事 六 気象庁の保有する個人情報の保護に関する事 七 二十五（略）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十三（略）</p> <p>五十四 五十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 情報管理部は、第一項第五十二号から第五十五号までに掲げる事 務をつかさどる。</p> <p>（情報企画課の所掌事務）</p> <p>第五十九条 情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 六（略）</p> <p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第二百二十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 気象庁の保有する情報の公開に関する事 六 二十四（略）</p>

(総務部の所掌事務)

第二百四十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一十二 (略)

十三 海上保安庁の保有する情報の公開に関すること。

十四 海上保安庁の保有する個人情報保護に関すること。

十五 一十九 (略)

(総務部の所掌事務)

第二百四十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一十二 (略)

十三 海上保安庁の保有する情報の公開に関すること。

十四 一十九 (略)

改 正 案	現 行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 環境省の保有する情報の公開に関する事 八 環境省の保有する個人情報保護に関する事 九～三十（略）</p> <p>2 廃棄物・リサイクル対策部は、前項第二十三号から第二十九号ま でに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 環境省の保有する情報の公開に関する事 四 環境省の保有する個人情報保護に関する事 五～十一（略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 環境省の保有する情報の公開に関する事 八～二十九（略）</p> <p>2 廃棄物・リサイクル対策部は、前項第二十号から第二十六号ま に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 環境省の保有する情報の公開に関する事 四～十（略）</p>